

平成 31 年第 1 回総会

山武市農業委員会会議録

平成 31 年 1 月 7 日 開会

平成 31 年 1 月 7 日 閉会

平成31年第1回山武市農業委員会総会議事録

日 時 平成31年1月7日（月）午後3時00分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定について
- (4) 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
- (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（14名）

雲 地 康 夫	鈴木 和 子
美濃輪 恵 一	今 関 孝 之
林 善 和	井 野 敬 一
小 川 善 郎	中 村 順 子
三 橋 敏 子	篠 原 元
佐 藤 裕 子	藤 田 雅 之
川 島 芳 典	齊 田 龍 一

欠席委員（2名）

門 澤 宏 明	鈴木 俊 幸
---------	--------

出席農地利用最適化推進委員（19名）

市 原 一 男	菊 池 重 壽
八 角 和 昭	齊 藤 道 良
伊 藤 彰 朗	河 野 仁 男
今 関 良 知	佐 瀬 一 之
小 川 敏	山 下 幸 一
遠 藤 幹 夫	堀 越 晃
加 瀬 晃 一	金 杉 努
伊 藤 通 夫	古 谷 昌 己
中 山 彦 郎	齊 藤 茂

鈴木章重

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

高橋憲一

出席事務局職員

事務局長	齊藤忠志
副主幹	石橋京子
主査補	古谷浩一
主査補	菅谷昌秀

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから平成31年第1回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。

今関会長、よろしく願いいたします。

会長 改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。

本年といたしましても、このメンバーで総会を行うのは3月までですけれども、3月までということで、本年ということでよろしく願いいたします。

正月のほうも7日ということで、皆さんも仕事のほうは始められていると思いますが、何分にも朝晩はかなり冷え込んでおりますので、体調には十二分に気をつけていただきたいと思っております。

今日は新年最初の総会でございます。慎重審議のほどをお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 利用権の中途解約に係る通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

平成31年1月7日 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之

事務局長

日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となるとされておりますので、以後の会議の進行は、今関会長にお願いいたします。

議長

これより平成31年第1回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。欠席委員は3番門澤宏明委員、11番鈴木俊幸委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号9番小川善郎委員、議席番号10番中村順子委員の両委員を指名します。

日程第3、報告、利用権の中途解約に係る通知について事務局からの報告を求めます。

事務局長

総会資料の4ページから6ページをご覧ください。通知があった件数は7件です。

借受者の体調不良による解約が3件、中間管理事業へ移行するための解約が2件、借受人の営農状況が不良であるための解約及び双方の都合による解約がそれぞれ1件でございます。全て、双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から申請概要についての説明を求めます。

事務局 議案第1号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。
議案第1号の1番について、地区担当推進委員の伊藤彰朗委員からの説明を求めます。

伊藤（彰）推進委員 申請地区担当推進委員の伊藤です。

議案第1号の番号1について説明します。この申請は、売買による所有権の移転です。

申請の理由は、譲受人においては農業経営規模拡大のため、譲渡人においては高齢により農業経営を縮小したいためということです。譲受人は、この土地で植木を扱う予定となっております。

もともと、譲受人が借りていた土地だったんですけども、太陽光をやりたいからと言われて、一旦、返しまして、太陽光ができなかったということで買ってくれという話になったとのことです。もともと譲受人の方が借りていたもので、全く問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号15番藤田雅之委員からの補足説明等を求めます。

藤田委員 議席番号15番の藤田です。
ただいまご説明あったとおりでございます、譲渡人は高齢のために規模の縮小、譲受人は規模の拡大と。
譲受人に関しては、ただいま説明があったとおり植木屋さんをやっています、もともとこの譲渡人の畑を何カ所か借

りて植木を植えておったわけですが、今回、規模を拡大ということで、別段問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく審議のほどお願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の1番について採決します。議案第1号の1番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の1番については許可することに決定します。

議案第1号の2番について、地区担当推進委員の古谷昌己委員からの説明を求めます。

古谷推進委員 地区担当推進委員の古谷です。

議案第1号の2番についてですが、親子間の生前贈与です。譲渡人も、高齢になる前に譲受人のほうへ農地を渡したいということで今回申請がありました。

そのまま同じ経営を続けていくということで、別段問題はないと思います。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番美濃輪恵一委員からの補足説明等を求めます。

美濃輪委員 議席番号4番の美濃輪です。

ただいまの推進委員の古谷さんからの説明どおりでありまして、これは親子間の生前贈与ということで、地元としては何ら問題ないものと思われます。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の2番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の2番については許可することに決定します。

議案第1号の3番について、地区担当推進委員の加瀬晃一委員からの説明を求めます。

加瀬推進委員 地区担当推進委員の加瀬です。

議案第1号の3番について説明をいたします。この申請は、所有権移転の売買であります。譲受人においては経営規模拡大のため自分の耕作地に近い申請地を取得したいため、譲渡人においては経営を縮小したいため。

受人と渡人は同級生で、話がまとまりまして、今回の申請に至りました。

よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番三橋敏子委員からの補足説明等を求めます。

三橋委員

議席番号12番、三橋でございます。

これは売買による所有権移転でございますが、ただいま加瀬推進委員さんからのご説明のとおりでございます。何ら問題がないものと思われま。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の3番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の3番については許可することに決定します。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議題に関しては一括審議とします。

議案第2号の1番、2番及び3番について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号の1番、2番及び3番について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の市原一男委員からの説明を求めます。

市原推進委員

担当推進委員の市原です。議案第2号の1番から3番について説明します。
これは転用を伴う所有権移転です。申請地は住宅地に囲まれて、排水は作田川があり、そして126号についております。条件的には問題はないと思います。
譲受人は、この申請地に建売分譲地として8棟を建てるそうです。
また、話は関連しますが、以前、転用許可済みの建売住宅18棟の進捗状況などを含めまして、審議をお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の篠原元委員からの報告を求めます。

篠原委員

議席番号13番の篠原です。
先ほど、私と佐藤さん、また会長も含めて現場に行ってみてまいりました。
本件の申請でありますけれども、ちょっと長くなりますが、本件事業者は成東地先で貸駐車場用地、貸店舗用地、建売分譲14棟用地を目的とした農地転用許可を受けておりますが、その進捗状況が芳しくありません。
県の指針におきましては、転用事業者に許可済地があり、その大半が完了していない場合は、信用がないものとして扱う。また、同じく指針の中に、建売分譲地を目的とした農地転用については、同一申請者により他の土地で転用事業が実施されている場合は、許可済地での転用事業を適正に完了させていることという条件もありまして、合理的な理由もなく完了されない場合は許可をしないという記載があります。これらの農地法において信用ないこと及び許可の延滞なく申請に係る用途に供する見込みがないことに該当しますので、し

たがって農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第1項の許可に該当するため、不許可相当と思われます。

なお、先ほど申しあげました14棟の許可についてでありますけれども、建売分譲地であるという許可がなされておりますが、実際に私たちが見た場合には宅地分譲みたいな形があったので、まだ建物が建っていない。一部ありますけれども、これはその土地を買った人が建てているような状態であって、許可された事業者が建てていないじゃないかというふうに読めますので、許可条件違反となりますので、これは転用違反になります。

違反転用の行為であるという点においては、信用力がないと言わざるを得ませんので、不許可相当としていいじゃないかと私は思いましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 中村さん、何かありますか。

中村委員 説明がよく理解できなかつたんですけれども。

篠原委員 この事業者は、土地に建物を建てて売買をするという許可を受けてあるんです。それがなされていないということが、違反していますよね。その方が、またこういうことをやるんじゃないかということです。

私たちとしては、そういう前例をつくってはまずいでしょうというのがあるので、ここでちょっともう一回きちんとしたことをやっていただければなど。

議長 中村委員、よろしいですか。

中村委員 はい、すいません。

議長

それでは、質疑なしと認め採決いたします。

議案第3号の1番、2番及び3番について、不許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第3号の1番、2番及び3番については不許可相当として意見を付することに決定します。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、平成30年度第10次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。事務局からの議案の説明を求めます。

事務局

議案第3号について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用権設定個人明細番号の1番から5番について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。利用権設定個人明細番号の1番から5番について、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について説明する。
（別紙議案のとおり）

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用配分計画個人別明細番号の1番から3番について採決します。利用配分計画個人別明細番号の1番から3番について、原案のとおり意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。利用配分計画個人別明細番号の1番から3番について、原案のとおり意見を付することに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第5号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。
議案第5号の1番から7番について、地区担当推進委員の
小川敏委員からの説明を求めます。

小川(敏)推進委員 地区担当推進委員の小川です。1から7について説明いたします。

まず、1番、更新でございます。露地野菜ではニンジン、春大根、パングム、そして施設野菜ではスイカ、トマトを家族3人で生産しておられます。これからハウスの増設も計画しておりまして、トマト、スイカの栽培を拡大して、農地の有効を図るために、ニンジンの裏作としてトンネルスイカの面積を拡大していきたいということでございます。

現在、外人のパートさんを入れておりますが、今後は正規の雇用を導入していきたいということでございます。

5年後の年間所得570万円を目指していきたいということでございます。

続いて、2番、同じく更新です。露地野菜では人参、そして施設野菜ではメロン、抑制トマト、そして水稻のほうも手広く奥様と2人で行われております。

経営改善の目標としては、露地野菜の収量向上を図りたいということで、経営状況を把握するために、経営分析についてこれから勉強していきたいということでございます。

続いて、3番、更新です。露地野菜で春人参、秋冬ニンジン、そして施設野菜で抑制トマトを奥様と2人で生産されております。

今後は、栽培技術を見直して、防除の徹底などにより全体的な収量を上げていきたいということです。また、パートの導入も考えており、とにかく年も年なので、現状維持を頑張っていきたいということでございます。

続いて、4番、更新です。露地野菜でスイカ、秋冬ニンジン、ゴボウ等を家族4人で生産されております。今まで以上に契約販売の面積を増やして、経営の安定化を図っていきたいということでございます。また、両親の高齢化による労力

減を補うため、雇用も考えているようでございます。

続いて、5番、更新です。施設野菜ではスイカ、抑制トマト、そして露地野菜ではニンジン、里芋、水菜などを有機栽培で生産されております。

今後は、農地中間管理機構を通じて面積を拡大していきたいということでございます。

現在、研修生を導入されておりますが、雇用人数をもっと増やして、経営の安定化を図っていきたいということでございます。

続いて、6番、更新です。露地栽培ではハウレンソウ、秋冬ニンジン、トウモロコシ、施設野菜ではスイカ、レタスを家族3人で生産されております。レタスについては、近年、価格の乱高下が非常に激しいということで、レタスにかわる品目を今検討しているようでございます。

今後は、農地の借り入れも考えておまして、生産面積を増やして、収益の向上を図りたいということでございます。

7番、更新です。施設野菜では抑制トマト、露地野菜では春ニンジン、秋冬ニンジンを奥様と2人でつくられております。

経営改善の目標としては、品質の向上、経費の低減と臨時雇用の導入による労働時間の軽減を図りたいということで、品種などについてはこれからも積極的に情報収集を取り入れて、品質の向上を目指していきたいということでございます。

以上、7件、よろしく願いいたします。

議長

次に議案第5号の8番及び9番について、地区担当推進委員の遠藤幹夫委員からの説明を求めます。

遠藤推進委員

地区担当推進委員、遠藤でございます。

8番、9番ということですがけれども、8番は私のことでございます。一応、夫婦2人で一生懸命頑張っておりますので、よろしく願います。

9番ですがけれども、この方は県下でも有数の苗生産をやっている方でございまして、これからももっと増やすということで一生懸命頑張っております。

以上でございます。

議長

次に議案第5号の10番から14番について、地区担当推進委員の山下幸一委員からの説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

まず、10番は、家族3人ということで、旦那さんと奥さんと、息子さんが本格的に加わりまして、これからニンジンを中心に規模を拡大していきたいということです。

5年後の年間所得570万円は、もう余裕で超えられると思います。

次に11番、こちらは家族、奥さんと旦那さんでやっております。昨年の台風でちょっとハウスが2棟ばかり飛ばされてしまったんですけれども、またそこを再建して、ハウレンソウの作付をして、収量、品質のアップを図っていきたいということです。

12番、5年前に就農しまして、今、レタス、ニンジンを中心に頑張っております。

続きまして、13番、家族4人、施設野菜と露地野菜でニンジンを中心に行っております。

12番、13番とも、5年の営農を経て、切磋琢磨してやっておりますので、よろしくお願いします。

最後に、14番、こちらは花壇苗と野菜苗の生産をしております。販売先は、大手ではなくて、スーパーとか種屋さんとか、そういうところを中心に、経営効率よく販売をしております。

年間の所得目標など、十分可能性はあると思います。

以上です。

議長

次に議案第5号の15番及び16番について、地区担当推進委員の佐瀬一之委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

15番の方ですけれども、家族3人と臨時雇用で露地野菜とブルーベリーの直売を中心に行っております。特に、20代の後継者が頑張っています。よろしくお願いします。

また、16番、この方も家族3人で花きの生産をしています

が、最近、花壇苗の価格が低迷しているということもありまして、露地野菜のニンジンなどにも力を入れていきたいということです。

ひとつよろしく申し上げます。

議長 次に議案第5号の17番について、地区担当推進委員の堀越晃委員からの説明を求めます。

堀越推進委員 担当推進委員の堀越です。番号17の件について説明いたします。

本件は更新です。生産品目、主に施設野菜及び露地野菜を生産しています。施設野菜に関しましてはトマト、スイカがメインで、また、露地野菜に関してもトンネル栽培でスイカ及びニンジンを栽培しているそうです。水稻をここへ来てやめ、施設野菜及び露地野菜に特化いたしまして、奥様とともに生産していらっしゃいます。まだまだ年齢も就農全国平均年齢よりもはるかに若く、今後、地区におきましても発展いただけるようお願いする次第です。

以上でございます。

議長 次に議案第5号の18番について、地区担当推進委員の河野仁男委員からの説明を求めます。

河野推進委員 地区担当推進委員の河野です。

18番は、私、最後の米つくりの集大成として、再度認定農業者の申請をしました。目標55町歩で頑張っていきますのでよろしく申し上げます。

議長 次に議案第5号の19番について、地区担当推進委員の市原一男委員からの説明を求めます。

市原推進委員 地区担当推進委員の市原です。

19番は更新で、水稻プラス露地野菜を経営して、家族3人で頑張っています。また、園芸部や水稻部会の役員をやって、中心人物であり、牽引する力があります。

どうかよろしく申し上げます。

議長 次に議案第5号の20番及び21番について、地区担当推進委員の齊藤茂委員からの説明を求めます。

齊藤（茂）推進委員 地区担当推進委員の齊藤です。20番、21番の説明をいたします。両方とも認定は更新です。

20番ですけれども、これからは水稻を中心に経営を家族3人で、息子さんと奥さんとともに頑張っていくそうです。

21番に関してですけれども、今までは会社員をやっていたわけなんですけど、これからは水稻を中心に経営を行いたいということです。

よろしく願いいたします。

議長 次に議案第5号の22番及び23番について、地区担当推進委員の古谷昌己委員からの説明を求めます。

古谷推進委員 地区担当推進委員の古谷です。

22番、23番ともに更新です。

22番ですけれども、数年前、娘さん一家が戻ってきました、旦那さんは勤め人をやっていますが、奥さんと娘さんの3人で水稻の経営を行っております。家族3人で仕事をやるようになって、大分仕事も進みがよくなって、今、一生懸命やっています。

23番ですけれども、この方は酪農経営で、数年前、地元の酪農組合の組合長をやったりして頑張っております。

以上です。

議長 次に議案第5号の24番について、地区担当推進委員の中山彦郎委員からの説明を求めます。

中山推進委員 地区担当推進委員の中山です。

24番ですけれども、更新です。今まではどちらかというと水稻中心の経営でしたけれども、最近、露地野菜のほう、特にネギなんですけど、こちらも取り入れまして、近々、奥様も本格的に農業のほうに参入するということで、順調に規模拡大を進めていくと思われまますので、よろしく願いいたします。

す。

議長 次に議案第5号の25番及び26番について、地区担当推進委員の伊藤通夫委員からの説明を求めます。

伊藤（通）推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。

番号25の認定申請者は、家族4名によりまして水稲主体の経営をしております。農地の借り入れや作業受託によりまして規模の拡大を図り、機械施設の充実を図るとされております。

次の番号26の認定申請者は農業生産法人でして、多品目にわたり野菜を生産されておりました。常時雇用者として専属スタッフを1名雇いまして、単純作業やマニュアル化された作業につきましては臨時雇用者を使い作業効率を上げています。

また、販売先としては、この方は東京の方でしたので、マーケット出店による所得向上を目指す経営を掲げています。以上です。

議長 次に議案第5号の27番及び28番について、地区担当推進委員の加瀬晃一委員からの説明を求めます。

加瀬推進委員 地区担当推進委員の加瀬です。27番の方を説明します。

この方は新規でございまして、現在、妻と2人で水稲と露地野菜経営を行っております。また、2年以内に息子さんが就農する予定でありまして、それを機会にトマトをつくりたいそうです。また、機械を導入し、借地面積も増やし、ネギ等の露地野菜も拡大していきたいということです。それによって、年間を通して安定的、継続的な経営改善に取り組み、生産量を増やし、所得の確保を図りたいということです。

続きまして、28番の方は新規になっておりますけれども、前回、更新が切れたので新規になります。この方は妻と2人で水稲と露地野菜の複合経営をやっております。現在、後継者が3年前から就農しまして、今、ミニトマトの栽培面積も拡大して頑張っております。

よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第5号の1番から28番について採決します。議案第5号の1番から28番について、原案のとおり認定すべきものと意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第5号の1番から28番については、原案のとおり認定すべきものと意見を付することに決定します。

◎その他

議長 以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。
その他の件について、皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。
局長、どうぞ。

事務局長 それでは、事務局のほうから1つ協議したいことがございますので、おつき合い願いたいと思います。

農業委員と農地利用最適化推進委員の公募結果及び今後のスケジュールについてのお知らせ、並びに両委員の候補者評価委員会委員の選出について協議させていただきます。

最初に両委員の公募の結果でございますが、本日配付させていただきました公募結果一覧のとおりでございます。農業委員は25名、推進委員は24名の方々が候補者となっております。両委員ともに定数を上回っている状況でございます。

今後、それぞれの候補者評価委員会を開催いたしまして、候補者の評価結果を、農業委員については市長へ、推進委員については農業委員会会長にそれぞれ報告し、候補者を内定する運びとなります。

その後、農業委員は市議会の同意を得て市長が任命するということになり、推進委員については農業委員会の総会で選任しまして、農業委員会が委嘱するということとなります。

スケジュール的には、農業委員の候補者評価委員会を1月10日と22日に開催を予定しています。今月中には市長に評価結果を報告したいと思っております。その後、2月20日に開催予定の市議会で同意を得た後、4月の農業委員会の総会開会日に任命する予定となっています。

一方の推進委員でございますが、1月18日及び22日に候補者評価委員会を開催する予定としておりまして、その結果を現在の農業委員会の皆様方に報告させていただきまして、2月または3月の総会で候補者を選任した後に、4月開催の新たな農業委員会総会時に、農業委員会名で委嘱するということとなります。

本日は、両委員の候補者選考委員会の評価委員といたしまして、農業委員会の代表としてそれぞれ2名選出していただきたいと思っております。

配付させていただいた候補者評価委員会の運営要綱に記載のあるとおり、評価委員は、農業委員会の会長と職務代理者がその委員となるということがうたわれておりまして、通常ですとその2人がそのままなるのですが、今関会長が農業委員会のほうの候補者本人となっておりますので、別の方を選んでいただきたいということで協議させていただきたいと思っております。

それでは、会長、農業委員会の評価委員の選考について、お願いしたいと思っております。

議長

ただいま局長のほうから説明があったとおり、農業委員の評価委員について、私自身が候補者となっていることから別の方をお願いしたいと思うんですけども、できれば、会長の経験者であります、候補者となっていない齊田委員をお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、齊田委員をお願いすることといたします。

齊田委員 最善を尽くします。

議長 次に推進委員の選考委員ですけれども、要綱の規定どおり、私と鈴木職務代理とすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、そのようにさせていただきますと思います。
ほかに何かございますでしょうか。

◎閉 会

議長 なければ、以上で本日の総会を閉会いたします。
次回の総会は、2月5日火曜日、本庁舎3階、大会議室を予定していますので、ご参集よろしく申し上げます。
以上で閉会いたします。

